

岩手県告示第243号

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の課長及び担当課長並びに同章に規定する課の長、議会事務局総務課総括課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する課及び室の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、<u>医療局管理課総括課長</u>並びに企業局経営総務室管理課長並びにこれらの職と同等であると認められる者をいう。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第7条 <u>資格基準に適合すると認められた者（以下「資格者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の課長及び担当課長並びに同章に規定する課の長、議会事務局総務課総括課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する課及び室の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、<u>医療局経営管理課総括課長</u>並びに企業局経営総務室管理課長並びにこれらの職と同等であると認められる者をいう。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 <u>（第1号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第7条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成29年3月31日から施行する。